

各務原市展示会出展企業選定委員会設置要綱

(令和元年5月23日決裁)

(設置)

第1条 本市の次世代産業（航空機、ロボット、医療機器等に係る産業をいう。）及び当該次世代産業を支える基盤産業を担う企業を支援するため、市が出展料を負担する展示会に出展する企業（次条第2号において「出展企業」という。）を選定するに当たり、その手続を公平かつ適正に行うため、各務原市展示会出展企業選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募により展示会への出展の申込みがあった企業（第6条第2項において「申込企業」という。）について、別に定める選定基準に基づき審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、出展企業の選定に関し、市長が必要と認める事項について、調査し、又は審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、産業活力部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、産業活力部産業政策室長及び産業活力部商工振興課長をもって充てる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員全員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、委員が会議に出席できない場合は、その代理人による出席を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員（代理人を含む。）全員をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、

その意見又は説明を聴くことができる。

2 委員長は、会議の開催に当たり必要があると認めるときは、申込企業に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 会議の出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業活力部産業政策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。